

ハンセン病と人権問題



ハンセン病とは・・・

ハンセン病は、らい菌によって起こる感染症です。主に末梢神経や皮膚、目などが侵されます。らい菌は、結核菌などと同じ仲間の細菌ですが、菌自体の毒性は少なく感染力もたいへん弱いので、抵抗力があまりない幼児期に、たくさんの菌に繰り返し触れる機会でもなければ、感染することはほとんどありません。たとえ感染しても自然に治り、発病はまれです。

ハンセン病は、今ではリファンピシンなどの複数の薬を使って治療（多剤併用療法）をすれば、確実に治せる病気となっています。

なぜ、偏見や差別が根深く残ったのか

ハンセン病で末梢神経が侵されると知覚のまひが起こり、痛みや熱さが感じられなくなるため、傷ややけどが重症になって潰瘍ができることがあります。皮膚に結節というできものが現れるのも、この病気の特徴の一つです。目、耳、鼻、口、手足など、顔や体が変形することや感染することへの恐怖、治らない病気だという誤解、さらに、業病という昔からの迷信などが重なって、ハンセン病への偏見や差別が生まれ、それが長い間根深く残されてきたと考えられます。

見過ごされてきた問題

ハンセン病問題が長期間にわたり根深く残った最大の原因は、感染した人々を法律によって強制隔離してきたことです。

ハンセン病は感染力が非常に弱く、通院で治療することができる病気です。それにもかかわらず、法律は感染を予防することなどを理由にすべての患者を療養所に隔離することを定めました。しかも、病気が治ってきたときに退所する規定すらなかったのです。

2001(平成13)年、熊本地方裁判所が言い渡した「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟(ハンセン病訴訟)の判決は、ハンセン病患者を隔離する必要がないことは遅くとも1960(昭和35)年にはわかっていたにもかかわらず、法律を廃止して政策を転換しなかったことは基本的人権を定めた憲法に違反していると述べています。

法律の廃止や政策の転換が遅れた背景には、社会に根深く残るハンセン病への偏見、差別がありました。偏見、差別が社会全体の動きを妨げ、ハンセン病問題を解決しようとする流れが生まれなかったと考えられます。



第 2 7 1 号

2024年10月1日発行

編集・発行

和東町人権啓発課

(人権ふれあいセンター内)

TEL 0774-78-3488

FAX 0774-78-3212





みんなで築こう 人権のまちづくり



人権の花運動



人権の花運動は、昭和57年度から実施しており、学校等に配布したスイセン等の花の苗を子どもたちが協力して育てることによって、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、その豊かな心や人権尊重思想を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的としています。

和束町でも10月31日（木）に和束小学校と和束保育園でスイセンの球根の贈呈と植付け式をおこないます。（和束保育園では茶茶ちゃんにも登場してもらう予定です！）

スイセンには尊敬や思いやりという花言葉があるので、子どもたちにも愛情や思いやりの心を持って、みんなで仲良く育ててほしいと思います。



ひとりで悩まず、まず相談を！

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その問題の解決や解消を援助します。人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』にお越しください。

10月の相談日

月日・・・10月25日（金）
時間・・・午後1時30分～4時
場所・・・人権ふれあいセンター



人権啓発課（人権ふれあいセンター内）でも人権に関わる相談を随時おこなっていますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

和束町人権啓発課
（人権ふれあいセンター）

TEL 0774-78-3488

FAX 0774-78-3212